

むさしのビジネス ID 利用規定

2020 年 5 月 25 日現在

1. むさしのビジネス ID

当行は、当行に普通預金又は当座預金をお持ちの法人又は個人事業主のお客さまを対象に「むさしのビジネス ID」を通じてインターネットによる各種サービスを提供いたします。

「むさしのビジネス ID」とは、インターネットでの各種サービスを、共通の ID（当行が発行する契約番号及びむさしのビジネス ID に登録したユーザー名）でご利用いただけるしくみです。

2. 規定の適用範囲

むさしのビジネス ID 利用規定（以下「本規定」といいます。）は、「むさしのビジネス ID」を利用する法人又は個人事業主ご本人（以下「契約者」といいます。）に適用されます。

3. 本サービス

本サービスとは、パーソナルコンピュータ（インターネットに接続および閲覧可能な当行所定の OS およびブラウザを備えた端末（スマートフォン等）を含みます。）を通じて、提供される以下のサービスをいいます。

なお、当行は、本サービスの全部または一部について、追加、停止、終了ならびにサービス内容および利用条件の変更を、行うことがあります。

- (1) むさしのビジネス ID 口座情報連携サービス
- (2) その他、当行ホームページ等で告知する当行所定のサービス

4. むさしのビジネス ID の発行

- (1) 当行に普通預金又は当座預金をお持ちの法人又は個人事業主で、電子メールアドレスをお持ちであれば、むさしのビジネス ID が発行できます。本サービスの利用を希望する方は本規定に同意の上、当行ホームページ上でむさしのビジネス ID の利用申込を行い、届出印を押印した「むさしのビジネス ID 利用申込書」をお取引店に提出いただきます。
- (2) 「むさしのビジネス ID 利用申込書」をお取引店に提出後、当行からの登録完了メールを受信した時点でむさしのビジネス ID の発行手続きが完了します。
- (3) ユーザー登録の際、「ユーザー名」と「パスワード」は、契約者が自ら設

定していただくものとします。

- (4) ユーザー登録時に、むさしのビジネス ID 利用にあたっての取引の基本となる口座を代表口座として入力していただきます。
- (5) 代表口座以外の口座については、サービス利用口座として登録することができます。
- (6) 1 つのむさしのビジネス ID に対して登録できる口座は、代表口座 1 口座とサービス利用口座 2 口座の合計 3 口座までとさせていただきます。
- (7) むさしのビジネス ID は同一の預金者で複数発行することができます。ただし、発行済のむさしのビジネス ID の代表口座と同一の口座を代表口座として、新たなむさしのビジネス ID を発行することはできません。
- (8) むさしのビジネス ID は、契約者が法人の場合は契約者の代表者、契約者が個人事業主の場合は契約者自身を代表ユーザーとし、同一のむさしのビジネス ID 上に代表ユーザー以外のユーザーを登録することができます。
- (9) 契約者は、自己の責任において、むさしのビジネス ID で使用する契約番号、認証コード、ユーザー名、パスワードおよびユーザー登録に使用した電子メールアドレスを厳重に管理・使用するものとし、第三者に貸与、譲渡、売買、質入等をしないものとします。

5. 本人確認

- (1) むさしのビジネス ID のログインにあたっては、契約番号及びユーザー名ならびにパスワード（以下「パスワード等」といいます。）を、パーソナルコンピューターより当行に送信するものとします。
- (2) 当行は送信されたパスワード等と当行に登録されたパスワード等の一致を確認した場合は、次の事項を確認できたものとして取扱います。
 - ①契約者の有効な意思によるものであること。
 - ②当行が受信した依頼内容が真正なものであること。
- (3) 当行が前項の確認をして取扱いしたうえは、パスワード等の不正使用 その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は責任を負いません。パスワード等を失念したり、他人に知られた場合は、すみやかに当行ダイレクトバンキングセンターまで届出てください。なお、当行への届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) ユーザーがパスワードを失念した時は、当行所定の手続きをとることにより、パスワードの再設定を行うものとします。
- (5) 本サービスの利用にあたり、認証コードやパスワードが当行所定の回数以上連続して誤って入力された場合、その時点で当行は本サービスの利用を

当行所定の範囲で停止します。本サービスの利用を再開するには、以下の手続きをとってください。

①認証コードを所定の回数以上連続して誤入力した場合

ロックがかかりますので、一定時間経過後に再度入力を行って下さい。
なお、認証コードを変更したい場合は店頭にてお手続き下さい。

②パスワードを所定の回数以上連続して誤入力した場合

ロックがかかりますので、パスワードを再設定してください。なお、ユーザー全員がパスワードを失念した場合は店頭での手続きが必要となります。

6. 解除

- (1) 契約者は、当行所定の手続きをとることにより、いつでも利用の解除ができるものとします。
- (2) 当行は、契約者において本規定にかかる重大な違反があると認められた場合には、催告を要することなくむさしのビジネス ID の利用を停止し、または利用を解除することができるものとします。

7. 規定の変更

- (1) 当行は、本規定をむさしのビジネス ID の仕様の変更その他相当の事由があると認められる場合には、契約の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的な内容に変更することができます。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページで公表し、公表の際に定める 2 週間以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

8. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定、各種当座勘定貸越約定、振込規定、銀行取引約定書等により取扱います。

9. 反社会的勢力でないことの表明・確約

- (1) 契約者（法人の場合は役員を含む。以下本条において同じ。）は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係事業者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下これらを「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれに

も該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。

- ①反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - ④反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) 契約者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約していただきます。
- ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を越えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
- (3) 契約者が、反社会的勢力もしくは前々項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または前々項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、当行は、本サービスの利用を停止または解除することができるものとします。

10. 合意管轄

本サービスに関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

11. その他

本サービス上の特定のサービスには、別途利用規定を定めることがあります。この場合、契約者は、当該サービスを利用する際には、本規定および当該サービスに係る利用規定に従うことに同意します。

以 上